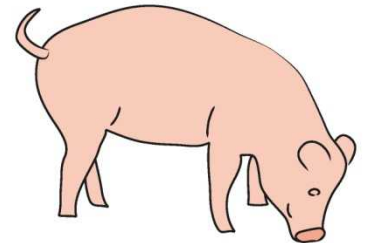
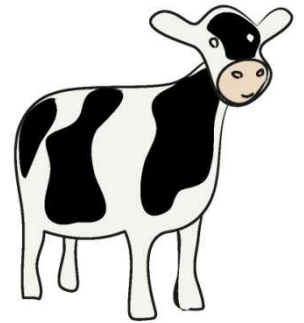


# 家畜衛生だより

平成24年 2月 第17号  
東部家畜防疫獣医師会  
東部家畜防疫運営協議会  
(社)千葉県畜産協会  
東部家畜保健衛生所  
TEL: 0475(52)4101  
FAX: 0475(52)3335  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/nourinsui/kaho/toubu/index.html>

## ◎海外(アジア地域)で 口蹄疫が発生しています!!

- ・台湾で口蹄疫が発生しました(1月)。  
発生日:2012年1月26日  
発生地:金門島金門県金寧郷(牛22頭中4頭で発生)  
血清型:O型
- ・台湾で口蹄疫が発生しました(2月)。  
発生日:2012年2月7日~9日  
発生地:金門島金門県金寧郷  
(豚98頭中26頭、牛1頭中1頭で発生)  
血清型:O型
- ・中国で口蹄疫が発生しました。  
発生日:2012年2月19日  
発生地:寧夏回族自治区(豚530頭中76頭で発生)  
血清型:O型



## ☆発生予防のため、 今一度衛生管理の徹底を!!

### ☆農場内へのウイルスの侵入防止

- ・必要のない者の衛生管理区域への立入制限
- ・衛生管理区域出入口付近に消毒設備を設置
- ・衛生管理区域へ出入りする車両、人の消毒の徹底
- ・衛生管理区域へ出入りする際は専用の作業衣・長靴を使用
- ・消石灰等による畜舎周辺の消毒

☆健康観察を行い、異常があれば家畜保健衛生所に連絡

家畜伝染病予防法が改正されました  
— 飼養衛生管理基準の見直しと定期報告 —

定期報告書の提出について

- ・法改正により、家畜の所有者に毎年の定期報告が義務づけられました。平成24年の定期報告書の様式は先日、家畜保健衛生所から送付いたしましたので必要事項を記入のうえ、添付書類とともに提出してください。
- ・定期報告書、添付書類は必ず**農場ごとに作成**してください。
- ・報告事項は、2月1日時点のものとしてください。
- ・定期報告書の提出先は農場が所在する市町村の畜産担当部署（産業振興課、農林水産課等）です。
- ・提出にあたって御不明な点があれば、東部家畜保健衛生所衛生指導課までお問い合わせください。

新しい飼養衛生管理基準のポイント

1. 最新情報の確認  
家畜保健衛生所などの講習会への参加や農林水産省のホームページなどを通じて、伝染病の発生予防などに関する情報を積極的に把握しましょう。
2. 衛生管理区域の設定と消毒の徹底  
畜舎とその周辺区域を衛生管理区域としてわかるようにした上で、この区域に出入りする車両、人及び物品は、必ず消毒（消毒に適さないものは洗浄で可）しましょう。  
衛生管理区域専用の衣服と靴（上着やブーツカバーでも可）を使用し、畜舎へ出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒をしましょう。
3. 家畜の健康観察と早期通報  
毎日、家畜の健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに家畜保健衛生所に通報しましょう。  
農場へ立ち入った人や車両、導入した家畜の記録を取っておきましょう。
4. 悪性伝染病の発生に備えた埋却などの準備  
埋却用の土地（焼却または化製処理でも可）を準備しておきましょう。